

箕面市

基礎情報

【人口】133,411人 【世帯】56,829世帯（平成27年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

ひとり親家庭の世帯数 989世帯 母子家庭 877世帯 父子家庭 112世帯

（平成27年の国勢調査の結果より一般世帯数のうち、20歳未満世帯員のいる母子世帯および父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む））

※母子世帯：

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。

※父子世帯：

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。

児童扶養手当受給者数 1,086人（箕面市教育委員会 子ども未来創造局（平成27年3月末時点））

概要

○ひとり親家庭への支援は多岐にわたるため、多くの部署が係わっている。従来、関係する部署それぞれが当事者から話を聞き対応していた。しかし、その都度話をするることは当事者にとって負担が大きく、また市の各担当にとっても非効率であった。そのため、窓口を教育委員会子ども未来創造局子育て支援課担当の「子ども総合窓口」に一本化することとした。各家庭の情報を一つの窓口に集約することで、相談業務を効率化し、他課と情報連携しやすくすることを目的としている。

○従来、ひとり親家庭の法律相談は、市が行っている無料法律相談で対応していたが、相談枠が十分ではなく、即時的な対応をすることができなかつた。また、相談を受ける弁護士は必ずしもひとり親家庭の問題専門の弁護士ばかりではなく、すぐに有益な回答が得られないこともあった。そのため、ひとり親家庭の法律的問題を専門に受ける無料法律相談を定期的に開催することとした。大阪弁護士会と弁護士派遣契約を締結し、ひとり親家庭の問題に詳しい弁護士を派遣してもらっている。

（1）ひとり親家庭の窓口の一本化により、継続的に適切な対応を実施

ひとり親家庭への支援は多岐にわたるため、多くの部署が係わっている。従来、ひとり親はいくつもの部署を回らなければならないことが多く、関係する部署それぞれが当事者から話を聞き対応していた。しかし、その都度話をするることは当事者にとって負担が大きく、また市の各担当にとっても非効率であった。

箕面市では、平成22年より子どもに係る相談窓口を一本化し、「子ども総合窓口」を運営している。これにより、ひとり親家庭の子どもの手続きについても、同窓口に集約されることとなった。教育委員会 子ども未来創造局 子育て支援課が窓口運営を担当しており、児童手当や保育所、学童保育の申し込みなど、子どもに関わる手続きを一括して取り扱っている。特殊なケースを除いては、子どもに係る相談窓口を「子ども総合窓口」が担当し、専門的な内容に関しては担当部署を紹介している。

また、「子ども総合窓口」で聞いた相談・情報などは、本人の許可が得られた場合、他部署と情報共有し、支援の漏れがないよう連携体制を整えている。

（2）ひとり親家庭の法律的問題を専門に受ける無料法律相談を定期的に開催

月に 15 件程、市の窓口において離婚前相談などひとり親に係る相談があるが、慰謝料や養育費の不払いなど専門的な相談については、市の職員での対応が難しい場合もあった。従来は、全ての法律問題を対象とする「無料法律相談」で対応していたが、相談枠が十分ではなく、即時的な対応をすることができなかった。また、相談を受け付ける弁護士は必ずしもひとり親家庭からの相談を専門としている弁護士ばかりではなく、すぐに有益な回答が得られないこともあった。そのため、平成 28 年度から、ひとり親家庭の法律的問題を無料で専門に受ける「ひとり親法律相談」を定期的に開催することとした。

「ひとり親法律相談」は、市民が児童扶養手当の現況届で市を訪れる 8 月は週に 1 度、9 月以降は月に 1 度の相談日を設けている。相談内容は養育費に関する相談が多く、11 月までに 8 回実施し、約 30 人が利用している。平成 28 年度は離婚訴訟に詳しい弁護士に対応を依頼したこともあり、専門的な対応が早く、相談時間的有效活用することができた。

平成 29 年度も無料法律相談は継続予定であり、平成 28 年度と同様に、毎月 1 度開催するほか、8 月に集中して開催する予定である。

相談方法は事前予約制だが、相談枠が空いていれば当日でも相談が可能である。今後は市民への周知を充実していくことが課題である。

子ども総合窓口で相談対応をする中で、法律の専門家への相談を必要とするケースでは、対面で「ひとり親法律相談」を勧めている。

また、市の広報紙や児童扶養手当の現況届案内の封筒に、「ひとり親法律相談」に関するお知らせを同封し、各家庭へ配布している。

法律相談を利用した市民からは、「疑問点が解消し、前に進むことができた」、「離婚をする前に公正証書をつくることができてよかった」、「できることと、できないことが分かり、すっきりした」というようなプラスの意見が多く寄せられた。

ひとり親家庭へ配布している無料法律相談に関するチラシ

大阪弁護士会・箕面市連携事業



ひとり親 法律相談

■離婚後の養育費や年金分割、子どもとの面会を求める。

■未婚の場合の認知や養育費の請求方法を知りたい

■死別後の相続、財産分与について教えて欲しいなど

弁護士には守秘義務がありますので、あなたの相談内容は守られます。

安心して、ご相談ください。

日 時	平成28年10月22日(土)、11月1日(火)、12月6日(火)、 平成29年1月10日(火)、2月7日(火)、3月7日(火) 13時～16時の間で、おひとり25分間(1日6人まで)
-----	---

場 所 市役所別館 2階 子育て支援課

申込み	子育て支援課(☎724-6738)へ 電話でお申込みください。 前月の1日、午前9時より受付開始(先着順) ※事前予約なしでのご相談には対応できません。
-----	---

要予約

本事業は、大阪弁護士会の協力を得て実施するひとり親のための無料法律相談です。
10月以降は、月1回、第1火曜日に実施する予定です。
日程は、広報紙「もみじだより」や市ホームページで随時お知らせします。

お問い合わせ 箕面市教育委員会事務局子育て支援課
TEL:072-724-6738 FAX:072-721-9907

出典) 箕面市資料

以上